

令和4年4月18日

保護者様

大阪市教育委員会  
大阪市立千本小学校  
校長 末綱 健二

### 非常変災時等の措置について

標題について、これまでの気象状況や災害状況に鑑み、次に示す基準により臨時休業等の措置をとりますので、ご理解ご協力いただきますようお願いいたします。

#### 記

午前7時の時点及び午前7時を過ぎて始業時刻までに、次に掲げる態様及び規模の災害等が発生した場合、臨時休業措置とします。

- ア 大阪市において、「暴風警報」若しくは「暴風雪警報」又は「特別警報」が発表された場合。  
イ 所在する区のいずれかの地域において、大阪市（大阪市長）より、河川氾濫の「警戒レベル3（高齢者等避難）」、「警戒レベル4（全員避難）」の発令があった場合。

なお、河川氾濫に伴う臨時休業等については、気象庁等から出される防災気象情報（警戒レベル〇相当情報）ではなく、大阪市（大阪市長）が発令する避難情報に基づき、ご判断ください。

また、情報収集に際しては、以下を参考にしてください。

- 大阪市 HP（発令した場合、トップ画面に表示されます。）
- おおさか防災ネット（メール登録もできます）
- 大阪市危機管理室ツイッター
- LINE 大阪市公式アカウント ○NHK速報
- 防災スピーカー（発令した場合、放送が流れます。）
- 緊急速報メール（当該区にいらっしゃる方のみ）

- ウ 大阪市内のいずれかの地域において、震度5弱以上の地震が発生（気象庁発表）した場合。  
エ 「南海トラフ地震に関連する情報」（臨時）のうち、「観測された現象を調査した結果、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された場合」に関するもの（気象庁発表）が発表された場合。

※児童が登校している場合や始業時刻後に上記の態様及び規模の災害等が発生した場合は、児童の自宅周辺や通学路の安全と保護者等の在宅を確認したうえで、引渡しもしくは教職員が引率等を行い下校させます。ただし、校区内に「警戒レベル4（全員避難）」の発令がなされた場合、校内にて児童の安全確保に努め、待機・避難させます。

※登下校中に災害等が発生した場合、その状況に応じ、自宅、学校園、その他近くの安全な場所等に避難することやどのような行動をとることが安全確保につながるか等、事前に話し合っておいてください。

○登校後に下校措置が決定した場合

保護者の方に児童引き渡しの依頼を、保護者メール配信・学校ホームページ掲載の手段により連絡いたします。児童はそれまで学校待機となります。

○引き渡しは以下の二段階で行います。ご確認ください。

	学校の対応	児童の動き	保護者の方へのお願い
第一段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区子ども会の教室で児童を待機させます。</li> <li>・保護者メールでの連絡、学校ホームページへの掲載を通して、児童引き渡しの依頼を連絡します。 <u>(※1回目の連絡)</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区子ども会の職員とともに教室待機し、お迎えを待ちます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・メール、ホームページを確認後、<u>各教室までお子様のお迎えをお願いします。</u></li> <li>・お仕事や交通機関の運休等によりすぐに来られないときは、学校へ電話連絡をお願いします。</li> </ul>
第一段階でお迎えがない場合			
第二段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童を講堂に移動させます。</li> <li>・保護者メール、学校ホームページで引き渡し依頼と現状を再び連絡します。 <u>(※2回目の連絡)</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校職員とともに講堂で待機し、保護者の方のお迎えを待ちます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・講堂までお子様のお迎えをお願いします。</li> </ul>

○その他 — お知らせとお願い —

\*学校のメール登録がまだのご家庭は、できるだけ早く登録をお願いします。登録用紙の紛失又は有効期限切れの場合は至急ご連絡ください。

\*災害時、メール受信画面や学校ホームページをこまめにチェックするようにしてください。アクセス集中などにより簡易ホームページが表示された場合は、「TOP(最新記事)」をクリックすると内容を確認することができます。

\*万が一、通信手段が使用できない場合でも、保護者の方のお迎えをお願いします。困難な場合は、教職員による引率等の相談をいたします。

\*津波警報の発令、避難勧告又は避難指示(緊急)の対象区域となった場合は、児童の安全確保のため、高所避難を最優先とします。

\*学校の臨時休業に伴い、「いきいき活動」も中止になります。活動中に発令された場合は、その時点で活動中止となりますので、お迎えをお願いします。